

障害児通所支援事業者等の指定更新申請について

障害児通所支援事業者等の指定は、児童福祉法第21条の5の16第1項または第24の10第1項の規定により、6年ごとに更新を受けなければその期間の経過により効力を失うこととされています。そのため、下記のとおり指定更新申請を期日までにしてください。

1 申請書類【①～⑦の7点】

① 指定障害児通所支援事業者指定更新申請書

⇒様式第一号

※記入例を参照してください。

② 各サービスの付表

⇒【児童発達支援（センター含む）】付表16

⇒【放課後等デイサービス】付表16

⇒【居宅訪問型児童発達支援】付表17

⇒【保育所等訪問支援】付表18

⇒【福祉型障害児入所支援】付表19

⇒【医療型障害児入所支援】付表20

※多機能型事業所については、サービスごとの付表を添付してください。

（サービスごとの指定年月日が異なる場合であっても必要です）

③ 児童福祉法第21条の5の15第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書

⇒参考様式9

④ 役員等名簿

⇒参考様式10

※役員「等」には事業所の管理者も含まれます。記入漏れのないよう注意してください。

⑤ 指定更新月の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表【児童福祉法】

⇒参考様式5

例) 指定有効期限が3月31日の場合、4月分(予定)の勤務の体制及び勤務形態一覧表を作成してください。

⑥ WAMNET公表ページの写し

※更新を受ける事業所が情報公表システム上に公表されていることがわかる部分のみで結構です。

⑦ 運営規程

※事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用定員並びに通常の事業の実施地域に係る部分に限る。

2 申請方法

申請書類に必要事項を記入の上、郵送にて申請してください。

3 申請期限

更新予定月の前々月の末日（該当日が閉庁日の場合は、直前の開庁日） **※必着**

例）10月1日更新予定 → 8月31日（ただし、31日が日曜日の場合は29日が期限）

4 申請先

〒460-8501（住所記載不要）

愛知県福祉局福祉部障害福祉課 障害福祉事業所支援室 事業所指導第二グループ

封筒に朱書きで「指定更新申請書類在中」と必ず記入してください。

5 申請後の流れ

- ① 申請書類が到着した場合は、申請内容を審査し、不備がある場合は電話等で照会しますので、速やかに修正するようにしてください。修正されない場合は更新ができないこともあります。
- ② 受理後、指定更新通知を原則法人あてに発送します。

担 当 事 業 所 指 導 第 二 グ ル ー プ

電 話 052-954-7400(ダイヤルイン)